九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[22]韓国研究センター年報

https://hdl.handle.net/2324/4797807

出版情報：韓国研究センター年報. 22, 2022-03-25. Research Center for Korean Studies, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

《特集》「帝国」を越境する人々の移動・異動・異同

特集にあたって

平成13（2001）年３月に創刊された本誌も、号数にして今回で22を数える。ただし、既刊の冊子を確認してみても、これまで一冊まるごとを通じての本格的な「特集」を組んだことはないようである。

かつて、弊センター内に置かれていた旧来の５部門（「社会ネットワーク」「政治経済システム」「人間環境」「研究企画」「国際共同教育」）の制を廃して、平成27（2015）年度よりこれらを「統合的地域研究部門」に一本化した。

また、その新規部門は「研究戦略会議」と名付けられたワーキンググループを同時に置いて、今日に至る。そして、その研究戦略の基本は、他大学に置かれる同種のセンターとの差別化を図るためにも、「歴史研究」に特化したものを目指すこととされた。

もちろん、これは狭義の文献史学に基づく韓国研究などではなく、人文社会科学の諸分野を歴史学的な手法で跨ぐ領域横断的な研究であることを企図し、かつ理工系や医学（医史学）の研究分野をすら含むものとされた。

ただ、「言うは易し」である。少ない人員と限られた予算の中でのやり繰りが続く中、万全の体制でそうした研究の遂行に遅滞なく邁進できているかと問われれば、それは否であると言わざるを得ない。

それでも、大学文書館や農学部附属演習林をはじめとする学内組織のご協力を仰ぐことによって、ひいてはソウル大や台湾大の林学者をはじめとする国内外の研究者との研究ネットワーク作りにおいては一定の成果を収めてきている。また、学術共同研究員／学術協力研究者の方々の助力を得て、徐々にではあるが、研究上の経験（ノウハウ）が蓄積され、またこれがいくつかの競争的外部資金の獲得にも繋がっている。本号の特集も、そのささやかな成果の一部である。

＊

今回、本誌は「**『帝国』を越境する人々の移動・異動・異同**」というタイトルでの特集を組んでいる。具体的な内容はそれぞれの論考を味読いただきたいが、それでも本誌はいささかの手直しをもってすぐに単行本として出版することすら可能な水準に達していることを竊かに自負している。以下、各論考の紹介を兼ねつつ、いささか訳知り顔な文をしたためてみたい。

なお、この「帝国」というのは、近年においては特に日本近代史研究の世界で、ある種の〝市民権〟を得ているといってよい「帝国日本」という、戦前期の日本を「法域」「民族」「言語」が重層的にせめぎ合い、かつ頻繁な移動を伴う「人流」が発生した空間であると見做す視角に本特集が立脚していることをまずは示す。

さらには、「満鮮」「満蒙」「蒙彊」「蒙蔵」といった現在では半ば意図的に閑却されているものの、実はいまだに横断的な領域上の区分けとしては極めて有効であり、現在の東アジアに渦巻く「民族」と「国家」間の葛藤にまつわる様々な問題にも帰着する地理的な空間を対象とすることを強く意識している。そして、必然的にそれはロシア（旧ソ連）や北朝鮮すらも「帝国」という切り口から検証することを可能ならしめており、本特集は実際にその領域にも肉薄しているのである。

第１部：「移動」

さて、次頁に見るのは日本統治下の朝鮮半島で発行されていた日刊の朝鮮語紙『毎日新報』の1944年９月27日付２面の記事である。

リードにその名が見えるように、半島文壇の中堅

作家 安懷南氏
應徵士로出陣
明廿八日出發

징병으로 징용으로 반도가직접성전에 참가하는 우렁찬진군을하고잇는이때 이는 단편소설로 조선문단에 확고한 지반을닥고잇는 소설가의몸으로 용약징용에응하야 붓을잡엇든 손에고괭이를 바꾸어쥐게된 작가징용의 쾌소식－반도문단의 중견작가로서 이미누구나 다알고잇는 충남연기군 전의역전(燕岐郡全義驛前) 안필승(安必承)(三六)씨는 지방으로낙향을한후 무거운 침묵가운데현황하게 움지기는역사의 물결을노리며 그동안 새창작의구상을하고잇든중 지난○일영예의백지영장을밧고 처음에는소설가로서 씨의뛰어난역량을 사랑하는벗들이 무슨방도가 업겟느냐고권하여보기도하엿스나『나라업는곳에 문화가어데잇겟느냐』고씨는단연코 신체검사를바더 마침내응징사로서 오는廿八일 내지○○탄광으로 향하야 장도에오르게된것이다 문인으로서 씨와응징은 반도문단을통하야 처음되는일이어서 지난二十五일에는씨가인사차 입성한것을 기회로문인보국회찬지들이 모히어 부내열빈루(悅賓樓)에서 저녁일곱시에 장행회를베프럿는데 씨는이번응징에 대하야 다음과갓치감상을말한다

나자신의 지나간작가생활을돌보드라도 작가로서 가지고잇는세계가 너머나협착한것이가장큰결함이엇습니다 큰작품이란 결코 작가의 조고만개념적인세계에서는 울어나오지안는것입니다 지금과가치 거치른 시대야말로 우리들에게는다시업는 훌륭한 시련기라고생각합니다 존귀한 체험을어든후 혹시 어써한작품을 낫케될지안될지 그것은 나도몰읍니다 다른응징사들과함께작가라는의식을 완전히 버리고오직전력증강에 힘을기우릴결심입니다 (사진은안회남씨)

作家である安懐南（安必承）が年齢にして36才で徴用に応じ、「内地〇〇炭礦」（実際には佐賀県伊万里の立川炭鉱）へと向かうに際して、朝鮮で国民徴用令が本格的に施行される９月頃に安が故郷である忠清南道の燕岐にて「白紙의〔の〕令状」を受け取り、９月28日に出発することが、京城府内の（おそらくは）中華料理屋で朝鮮文人報国会の主催による安の壮行の宴が開かれたこととともに報じられている。

「徴用」と言えば、どうしても暴力的で個人の意思が介在しえない「強制連行」であるというイメージが先行してしまいがちであるが、実際には「自願」も可能であった。よって、安懐南も何らかの経済的理由をもって望んで「応徴士」となった可能性が高いことが後述する波田野論文でも示唆されている。

また、徴用とは今日の感覚で言うところの「強制労働」だけではなく、軍人・軍属に準じる「応徴士」として国家による扶助を受ける権利の発生を意味したことを忘れることは出来ない。朝鮮においても国民徴用令が施行された後、朝鮮総督府鉱工局勤労部の傘下に「朝鮮勤労動員援護会」が組織され、各種の公的扶助（遺家族への見舞い金給付や給与の差額補填など）が与えられることとなっていた。

とはいえ、なかなか末端までは役場の業務が行き届いていなかったのも事実である。ただし、労務動員募集の基礎単位である「面」「邑」、そしてこれらを束ねる「郡」において、取り纏め役の郡守や郡内務課長の多くは叩き上げで「内地語」にも通暁した朝鮮人のベテラン官吏であった（戦時期には高文合格組の若手も増えている）。

後掲の**有馬論文**において確認された事例でもあるが、特に郡守は高等官であることから、場合によっては派遣先の内地企業の労務管理の杜撰さを文書で譴責するという場面すらあったのである。

なお、後年の日韓会談の場において、韓国側は「補償とは精神的苦痛に対する補償」といった表現での対日賠償請求を行うとともに、「歩いている人間を捕まえてトラックに乗せて炭坑に送った」という発言すら行っている（第６次会談：一般請求権小委員会、1961年４月28日・５月10日）。

韓国側の認識としては、「徴用」とはすなわち炭坑・鉱山での漆黒の闇の中で強要された過酷なる「奴隷労働」を意味するものであったのであろう。

ともあれ、1943～1945年の段階になると、すでに朝鮮人の労務者たちも「熟練」の域に達していることが多く、壮丁が払底している時局にあって、給与待遇面ではむしろ優遇される場合もあった。

逆に、そうであるからこそ、今日に至るまで韓国の法廷で争われている「未払い賃金」をめぐる訴訟問題が提起される原初的な要因となっているとも言えよう。

まさに**波田野節子「安懐南の４つの短編の翻訳と解題」**は、徴用された文人が「解放」後にこうした「応徴」体験をモチーフとしてさっそく身辺小説的な短編を発表するという、極めて特異かつ興味深いケースを、作品の日本語への翻訳作業（また朝鮮語での会話の中に「音」で転写されて埋め込まれている日本語表現の復元）を通じて、その文学史的な位相を、あらためて「徴用文学」として浮かび上がら

せようとしている。

なお、安懐南は波田野も説くように、決して石炭の採掘といった過酷な肉体労働に従事したわけではなく、おそらくは朝鮮人労務者の監督係、ないしは文芸にまつわる慰問係のような業務に就いていた蓋然性が高い。こうした現場労働者と使用者側の狭間には中等程度以上の学校教育を受けた（つまり必然的に日本語を駆使できる）者たちが存在していた。あるいは、そうあらざるを得なかったのである。

そもそも、意思の疎通がないところに効率的な増産などがありえるわけがなかった。どうしても忘れがちであるが、「戦時動員」とはそれ自体が目的ではなく、あくまでも戦争遂行のための手段なのである。

論文の掲載順としては前後するが、これに類する中間管理職的な階層の人間たちの存在は、**有馬学「逃亡した朝鮮人労務者はどこへ行ったのか？」**のところどころでも見え隠れしている。また同論文は副題を「日本に戦時動員された朝鮮人の再移動・再配置としての逃亡」としているところからも察せられるように、旧来の「強制連行」研究に大きな楔を打ち込む内容を有している。

すなわち、朝鮮人労働者の集団的移入が行われた結果、すぐさま大量に発生した「逃亡」の問題を、逃亡後の帰趨にまで踏み込んで実証的に追跡している。しかも、利用している史料類は、実のところ「強制連行」にまつわるとされる、すでに公刊されているものが大半を占めるという、これまでの研究史の流れを少しでも知っている者にとっては、いささかショッキングな論述の組み立てとなっている。

有馬はかく喝破する。「社会主義を含むあらゆる統制経済がブラックマーケットの存在によって支えられるという逆説と同様に、ここでは戦時統制システム下での労働力市場にとって、移動（逃走）という形での市場原理の機能が不可欠であった」と。

したがって、本特集の第１部を「移動」と銘打ったのは、ひたすらに字面通りのことである。よって、現在における歴史認識問題にまつわる日韓関係の縺（もつ）れに何ら棹差そうというものではない。

第２部：「異動」

第２部においては「帝国日本」とは〝双生児〟であったと言える「帝国」満洲における朝鮮人教育、さらに朝鮮半島から「内地」へ、あるいは満洲へ進学していった朝鮮人たちの「学歴」と「資格」をめぐる諸相を、あくまでも基本資料に立脚した上で、これらを人事的な「異動」がもたらす多層的な局面の表出として考察しようとしている。

語弊を畏れずに言えば、朝鮮人たちほど「帝国」のシステムを自家薬籠中のものとして縦横に使いこなした民族集団の存在を筆者は知らない。これはすでに前近代における唐（新羅）、あるいは大元ウルス（高麗）の時代にも該当することである。

しかし、こと近代社会にあって、とりわけ「学校教育」の場面においてこそ、それは顕著であったのである。**福嶋寛之「『満洲国』治外法権撤廃と朝鮮人在外指定学校」**では、満鉄付属地に設立され、満洲国から日本の治外法権が撤廃される後においても、日本内地の学制に残置され、在外指定を受け続けた朝鮮人学校が存在する一方、「満鮮一如」の模範ともされた間島・龍井の「光明学園」が在外指定学校から外されてしまうという事例を突破口として、在満大使館（実体は関東軍）・外務省／大東亜省・文部省、そして朝鮮総督府までを巻き込む文教行政上の軋轢と妥協の様相が活写されている。

ちなみに光明学園の中学部は、日本内地の旧制中学校相当の学校から、満洲国の学制に基づく「国民高等学校」に転換される。そして、戦時期に至ると（一見すると）突如として多数の卒業生を日本内地や満洲国（特に新京の建国大学）の上級学校に送り込む「進学校」として頭角を現し始める。

この点に関しては、**永島広紀「『帝国』の大学に学んだ朝鮮人たち」**においても紹介されているので、併読を賜ると幸いである。なお、永島論文は本文よりも付表の方に、より労力が割かれていることは一目瞭然である。かつて、著者はある研究者から「数えるだけだからいいね」と、やや冷やかし半分の感想をもたらされたことがある。そう、ひたすらに数えたのである。それ以上でも、以下でもない。

第３部：「異同」

建国当初の北朝鮮において、政治的にも、あるいは経済的にも自立を押し進めるために必要不可欠であったのは、他ならぬマン・パワーであった。そして、さらにそれを支えるためには食糧の安定的な供給と増産、それに伴う農事改良こそが国家的な至上命題であった。

木村光彦「ソウル住民50万人連行計画と金日成満洲亡命政権」と附篇の**「1947・49年北朝鮮農業の内部資料」**は、ロシア外務省の公文綴の中から発見された学界初見の史料と、米国国立公文書館に所蔵される朝鮮戦争時の鹵獲史料（Korean Captured Documents）から見出された北朝鮮の公文書の紹介と分析とから構成されている。

ともあれ、以下に続く麻田の史料翻刻とともに、さまざまな政治的バイアスによって公的な記録による史実の確定が難しい分野を取り扱っている。第３部を「異同」とした所以である。

また、北朝鮮が半島南部地域の失陥により、いまだ占領下にあったソウルから50万もの人間を、「満洲」に移送しようとしたという事実は、第２部の永島論文・付表の内容とも整合する。

すなわち、結果として亡命政権とはならず、平壌を事実上の首都とする体制に落ち着くのであるが、そこにはかつて日本や満洲で学び、また「解放」直後の「京城大学」「ソウル大学校」をはじめとする教育機関で学んだ多くの元学生たち（この中には多くの以北五道出身者が含まれる）が国家建設に参画し、あるいは動員を余儀なくされていたのである。

＊

さて、日韓会談における韓国側人士との折衝は、法律顧問である兪鎮午（京城帝大出身の法学士）とともに1951年10月からの予備会談に先駆けて来日調査を実施し、経済顧問として「請求権」を提起した林松本（韓国殖産銀行総裁）に始まる。そして、外相として1965年の基本条約に署名した金東祚によってそれは締めくくられた。

まず、第１次会談における財産請求権問題委員会の第１回（1952年２月20日）にて韓国側より「韓国の対日請求要綱案」が提出された。この要綱案は８ヵ条から成っていたことにより、のちのち「（対日請求）８項目」と呼び習わされていくことになっている。

こうした韓国側の「８項目」要求に対して、日本側は私有財産をはじめとする「正当に取得」された権利を「相互に」確認して、しかるのち「回復」させることを基本要綱として韓国側に提示した（1952年３月６日）。

さらに、かかる主張は本会議においても日本側によってなされたものの、韓国側は激しく反発し、その結果、第１次の会談は不調のまま打ち切りとなった。第２次以降、第４次までは具体的な進展を見せることなく推移したものの、李承晩の退陣によってついに第５次として交渉は再開される。

しかし、交渉は遅々として進まなかった。1961年５月16日には朴正熙少将をはじめとする軍部中枢によるクーデターが敢行され、第５次の日韓会談もそのまま中止を余儀なくされた。

それでも米国・日本との関係を重視し、また何よりも北朝鮮との対抗関係が常に頭から離れることがなかった軍事政権によって同年の10月20日には第６次となる日韓会談が開始された。それまでの会談とは大きく異なって実務ベースで議事は進行され、事実上、「請求権問題」にまつわる金額の査定作業が大きな比重を占めたのであった。

ただし、韓国側が要求する金額との折り合いがつかず、また漁業問題においてもそれまで幾度となく不調に終わっていた李ラインの撤廃問題に関する明確な言質を日本側は取れないままであった。

なお、この会談に先立ち、朴正熙・国家再建最高会議議長は特使として経済企画院長の金裕澤を日本に派遣した。金裕澤は日本側の各界要人との会見を行うとともに、特に９月１日と９月７日には小坂善太郎外相と会談し、完全オフレコであるとの約束の上で韓国側の要求額である「８億ドル」を口頭で述べるに至った。

さらに、第６次会談においては10月27日の第１回を皮切りに、翌年３月６日まで都合11回にわたる「一

般請求権小委員会」が開催された。続いて、実務者同士におけるその事前の摺合わせ作業として、随時に「請求権主査非公式会合」が前後４回にわたって開かれていた。

加えて、朝鮮総督府逓信官署を介した郵便貯金等の送金関係（つまり労務者が故郷に電信為替で送金を行ったこと）を集中的に討議した４回にわたる「臨時小委員会」、さらに主として日本側が具体的な集計数字を提示した「軍人・軍属」「集団移入朝鮮人労務者」「閉鎖機関・在外会社」などを個別に審議した計４回に及ぶ「被徴用者関係専門委員会」が開催されたのも第６次会談の大きな特徴であった。

ちなみに、各種の統計を博捜した数的根拠の算出において中心にあったのが、日韓会談を裏方で支えた外務事務官の森田芳夫である。

そして、1962年秋に朴議長の特使として来日した金鍾泌・中央情報部長が、池田勇人首相・大平正芳外相と会談し、この時に「無償供与三億㌦・低利借款二億㌦」にて請求権問題を妥結させる旨のメモランダム（いわゆる「大平・金メモ」）が取り交わされたことはあまりにも有名である。

1963年12月17日、厳しい選挙戦を制して朴正熙は大統領に就任した。しかし、これを前後して韓国内では日韓会談に反対する機運が盛り上がりを見せていた。そうした緊迫する内外の情勢の中で、日韓会談の最終局面において韓国側の意見調整を切り盛りしたのが、駐日代表部代表（特命全権大使）として1964年10月に着任した金東祚であった。金東祚は外相である椎名悦三郎に日韓会談の再開を申し入れ、やがて同年12月から第７次の交渉が正式にスタートした。

椎名は1964年11月９日に成立した佐藤栄作内閣でも外相に留任となった。翌年２月には韓国を訪問して「日韓共同コミュニケ」を発表するとともに、過去の歴史に対する「深い反省」という踏み込んだ表現で韓国側に交渉妥結に向けた強いアピールを行った。

さらに、同３月末には韓国外相の李東元が来日し、昭和天皇にも謁見するなど条約締結に向けたお膳立てが着々と進んでいった。

1965年６月22日、ついに「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（日韓基本条約）」が両国外相によって調印された（批准書の交換は同年12月18日）。

そして、「財産及び請求権問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」・「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」・「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」・「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が条約に附属する形でそれぞれ結ばれ、さらに「紛争の解決に関する交換公文」も取り交わされたのであった。

＊

やや長口舌となったが、こうした経緯を踏まえてこそ、**麻田雅文「【史料紹介】日韓基本条約締結をめぐる外交官たちの座談会」**の史料としての真価がさらに定まっていくに違いない。

また蛇足であるが、上述した日韓会談の重要局面に登場した林松本・金裕澤・金東祚は、いずれも九州帝大出身の法学士たちである。彼らもまた帝国の「落し子」たちであった。

一方、親子といってよい年齢差をもって韓国側の代表たちと膝詰め談判を行った老練な椎名悦三郎は、奥州・水沢藩士の家に生まれ、高野長英の親戚でもあった。生家は斎藤実や後藤新平の実家とすぐ目と鼻の先であるという環境で育っている。

思えば、岩手県の出身者には旧外地の統治機構において指導的な立場にあった者が多い。農商務官僚出身の椎名も、満洲国実業部に出向し、岸信介の下で現地の産業調査を指揮した経験を有している。

ともあれ、今回の翻刻史料の原本は、麻田とともに岩手県奥州市の有志が、まさに取り壊されんとする椎名の選挙事務所に残された廃棄予定物の中からサルベージした資料である。かつては伊達（留守）藩士の武家屋敷が軒を連ねていたという道沿いにあった事務所の址は、今は駐車場となっている。そして、その一隅には金東元・元韓国外相の揮毫による台座の銘板とともに椎名の銅像が静かに佇んでいる。

これは視点を転じれば、いまだ整理半ばの関係資料が豊富に残される奥州市水沢こそが、まさに本特集が描かんとする「帝国を越境する人々」の来し方と行く末を見守る起点であるとも言えるのである。

（文責：永島）

（撮影者：永島広紀）